

はじめにーの前にー本日の概要
 ・はじめに
 2015年度補正予算のポイント
 ・2016年度政府予算
 (1)「骨太」と概算要求基準
 (2)2016年度政府予算
 ・2016年度地財計画と地方財政
 (1)地財計画の概要①ー歳入面を中心に
 (2)地財計画の概要②ー重点課題対応分
 (3)地財計画の概要③ーその他の歳出
 ・まとめに代えて

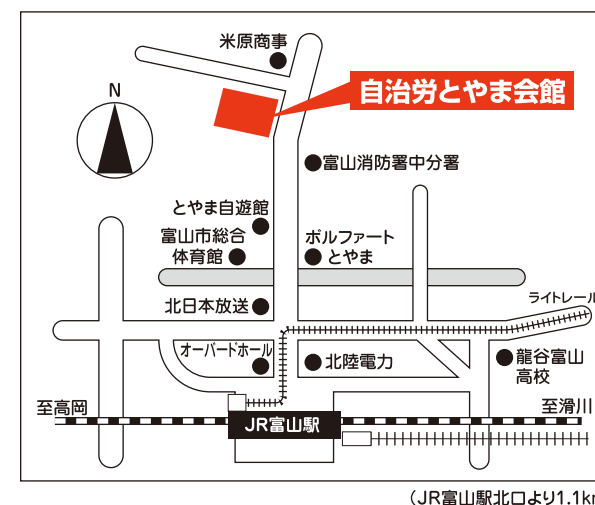
研究会講演 富山県地方財政セミナー 2016年度政府予算と地方財政計画を読む 公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

講演
富山県地方自治研究センター第44回研究会
非正規労働者の課題と連合の取り組み II
連合本部 総合労働局長 村上 陽子

地域活動の紹介
農作業で就労をめざします！
就労継続支援A型・B型事業所「あすなろ倶楽部」
富山県地方自治研究センター農林部会長 あすなろ倶楽部顧問 藤井 宗一

職場活動の紹介
全小学校に直営自校方式の給食を実現
ー手作り給食を追求する仲間ー
富山県地方自治研究センター 副理事長 安念 義孝

開催案内・レポート募集
第36回地方自治研究全国集会の紹介
公益社団法人 富山県地方自治研究センター



会議室のご案内		
●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 85人	学校式
●302号室	定員 80人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 22人	円卓
●305号室	定員 20人	口の字
●中会議室	定員 51人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内	
徒 歩	／ JR富山駅北口より15分
地 鉄	バス 興人団地行き双葉町下車
駐 車 場	／ 100台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号
 TEL(076)441-2200(代)
 FAX(076)441-1155(代)
<http://jt-kaikan.org/>

第36回自治研全国集会に参加してみませんか

公益社団法人富山県地方自治研究センター 常務理事 坂井 登喜雄

「創うつ、市民自治のゆたかな社会」をメインテーマ、「囲むべ、東北・宮城で『希望』鍋」をサブテーマとして、東日本大震災から5年という節目の年に、第36回地方自治研究全国集会が10月14～15日に宮城県仙台市で開催されます。

自治研全国集会は、2年に1回開催され、全国から具体的な実践報告をもちより、語り合う場となっており、参加者からは好評です。自治体行政や地域政策に関して全国の事例を知りたい方、問題解決のヒントを求めている方はぜひ積極的に参加していただきたいと思います。

初日の基調講演やパネルディスカッションでは、全国の自治体で重要な課題となっている人口減少対策、コミュニティ再生、地域活性化をテーマとしています。被災地では、これらの課題は震災によってより顕在化しました。こうした課題にどのように立ち向かうか、事例を踏まえその手ごかりを全国の参加者とともに考えます。

2日目は、「命―命を守る・育てる」「知―東北・宮城を知る」「興―ムラ・まちをおこす」「継―未来へつなぐ」「支―くらしを支える」「創―住民とつくる」の6つのキーワードの12の分科会と35歳以下の参加者を対象とした分科会が開催されます。運営では、報告・討論とともに、「被災地を訪れる」まちのひとの話を聞く、「全国の仲間と交流する」ことが重視されています。

全体集会前日（10月13日）には、被災3県の復興への誓い、全国からの支援者と被災者の再開の場として前夜祭が開催され、集会の翌日（10月16日）には、津波被害の大きかった沿岸地域のフィールドワークが行われます。

地域・福祉・まちづくりを考えるとともに震災を風化させないため、自治研全国集会に参加する意味は大きなものがあると思います。全国集会への積極的な参加をお願いしたいと思います。

第36回自治研全国集会に参加してみませんか

研究会講演

富山県地方財政セミナー

2016年度政府予算と地方財政計画を読む

公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

講演

富山県地方自治研究センター第44回研究会

非正規労働者の課題と連合の取り組みⅡ

連合本部 総合労働局長 村上 陽子

地域活動の紹介

農作業で就労をめざします！

就労継続支援A型・B型事業所「あすなる倶楽部」

富山県地方自治研究センター農林部会長 あすなる倶楽部顧問 藤井 宗一

職場活動の紹介

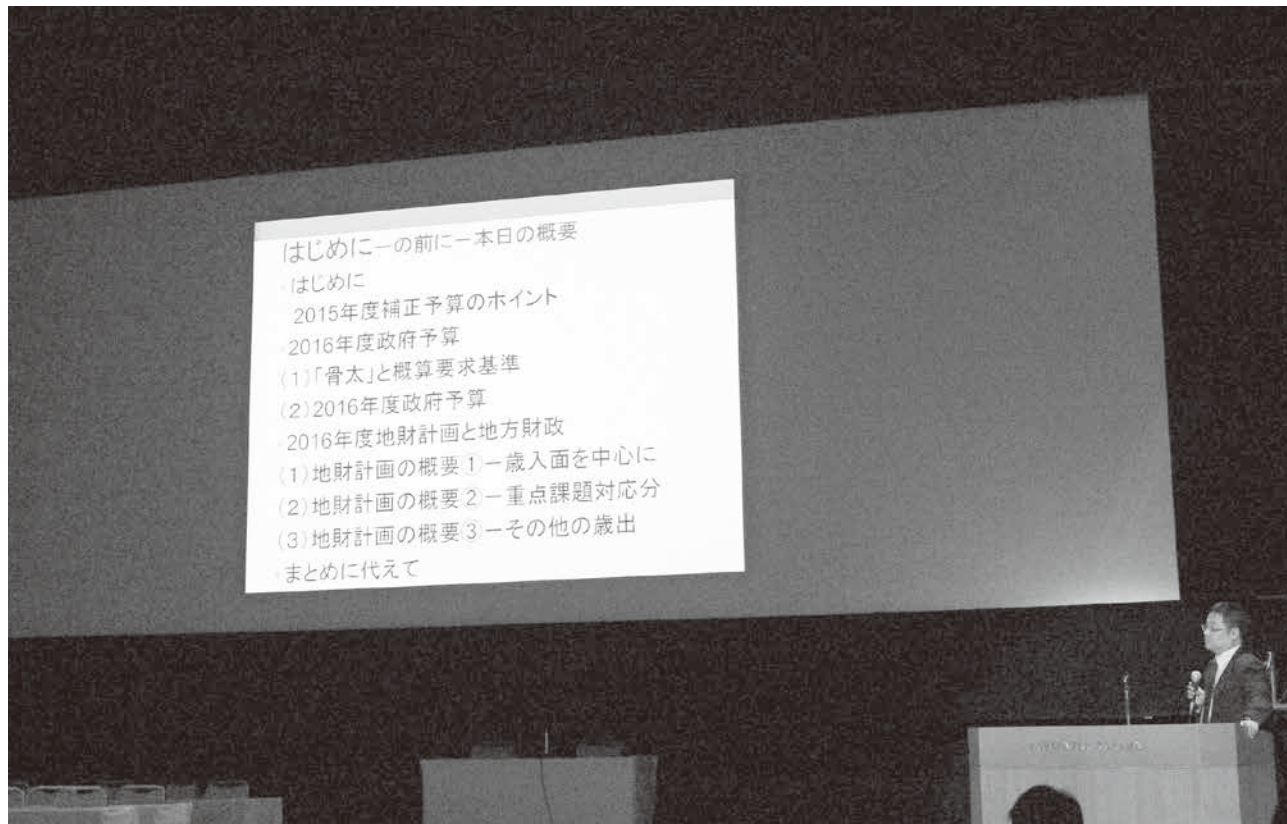
全小学校に直営自校方式の給食を実現

―手作り給食を追求する仲間―

富山県地方自治研究センター 副理事長 安念 義孝

開催案内・レポート募集

第36回地方自治研究全国集会の紹介



講演会場

図表 1

平成27年度補正予算について

■追加歳出（国費）	3兆5,030億円
1. 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等	1兆1,646億円
・「希望出生率1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等〔3,951億円〕 ・アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起・安心の社会保障（年金生活者等支援臨時福祉給付金）〔3,624億円〕 ・投資促進・生産性革命〔2,401億円〕 ・地方創生の本格展開等〔1,670億円〕	
2. TPP関連政策大綱実現に向けた施策	3,403億円*
※地方創生の本格展開等に含まれる事業1,472億円を含めると4,875億円	
・攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）〔3,122億円〕 ・TPPの活用促進・TPPを通じた「強い経済」の実現（対日直接投資促進等）〔280億円*〕	
※地方創生の本格展開等に含まれる再掲事業1,472億円を含めると1,753億円	
3. その他	1兆9,981億円
・災害・防災・減災事業〔5,169億円〕 ・復興の加速化等〔8,215億円〕 ・その他喫緊の課題への対応（テロ対策等）〔3,037億円〕 ・その他追加財政需要〔3,560億円〕	
■地方交付税交付金の増 〔1兆2,651億円〕	
■財源は税収増、前年度剰余金で確保。平成27年度のPB赤字半減目標は堅持。	
■平成26年度補正予算に引き続き新規国債発行額の減額〔4,447億円〕を行う。	

（出所）財務省ウェブサイトより引用。

2016年度政府予算と 地方財政計画を読む

研究会講演／2016 富山県地方財政セミナー（2月16日 ポルファートとやま）

公益財団法人
地方自治総合研究所
研究員

其田 茂樹さん

はじめに

このような機会を3回連続で与えていただき、ありがとうございます。過去2回は市内に宿泊していたのですが、今回は、日程の都合上日帰りとならざるを得ず、残念です。その分、少し早めに到着し、駅前でお土産を買い込んでおきました。

今回も、中央本部主催の地方財政セミナーでお話したこと、また、同時期に執筆した『月刊自治研』の内容を踏まえながら、新たに明らかになったことを盛り込んでお話しして参りたいと思います。

結論から申し上げますと、来年度

の地方財政計画（地財計画）等については、比較的「無難」であるという印象を受けています。詳しくはこれからお話しして参ります

が、地財計画の総額は確保されることとなり、2015年度において実施された地方交付税の原資となる国税の変更といった大きな制度の変更はありません。しかし、来年度予算編成の前提となるいわゆる「骨太の方針」などを見てみますと、今後の公共サービスに大きなマイナスの影響を与えかねない仕組みが地方交付税制度の中に組み入れられようとしているなど、問題も少なからずあります。

以下、2015年度の補正予算の内容、「骨太」と来年度予算、そ

して、地財計画と地方財政という順にお話を進めて参ります。

2015年度補正予算のポイント

2015年度の補正予算は、2016年1月20日に参議院で可決されたことにより成立しました。近年の補正予算は、いわゆる「15ヶ月予算」として編成されてきたわけですが、識者によつてはこの補正予算は15ヶ月予算からは脱却したと解釈する向きもあるようです。「15ヶ月予算」と呼ぶかどうかは別にして、現在審議中の来年度予算との連続性は色濃く確保されているようです。というこ

とは、この補正予算の内容を理解

することで、来年度予算についてもおおむね理解可能なのではないかと思います。

財務省のウェブサイトで「平成27年度補正予算」という項目にアクセスすると、「平成27年度補正予算について」、「平成27年度補正予算の概要」という似たようなリンクに出会います。図表1は、前者なのですが、後者は、各項目についてもう少し細かく内訳が記載されているものです。

報道等においてよく指摘されているのは、図表1にも記載されておりますが、「アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起・安心の社会保障（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」として計上され

ている3624億円であります。これは、原則として、消費税増税に伴う「簡素な給付措置」の給付対象者のうち、65歳以上の方が主な対象となるものです。図表1からもわかるように、この事業に対

する予算が、「希望出生率1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等（3951億円）に匹敵し、TPP関連政策大綱実現に向けた施策（3403億円）を上回っていることから、やはり、「選

図表2 平成28年度予算主要経費別内訳 (単位：億円)

主要経費	27年度予算	28年度予算	増減額	増減率	備 考
社会保険関係費	315,326	319,738	4,412	+1.4%	27年度予算の一時的歳出の影響額等 ▲585億円
文教及び科学振興費	53,584	53,580	▲4	▲0.0%	新型交付金への拠出 ▲120億円
うち科学技術振興費	12,857	12,929	72	+0.6%	
恩給関係費	3,932	3,421	▲511	▲13.0%	受給者の減少に伴う自然減等 ▲511億円
地方交付税交付金等	155,357	152,811	▲2,547	▲1.6%	地方税収の伸び等を反映。地方税・地方交付税等の地方の一般財源総額について27年度と実質的に同水準を確保。
防衛関係費	49,801	50,541	740	+1.5%	中期防対象経費の増 +386億円 (+0.8%) SACO・米軍再編関係経費等の増 +354億円
公共事業関係費	59,711	59,737	26	+0.0%	
経済協力費	5,064	5,161	97	+1.9%	
(参考)ODA	5,422	5,519	98	+1.8%	
中小企業対策費	1,856	1,825	▲31	▲1.7%	景気回復に伴う信用補完関連予算の減 ▲18億円 新型交付金への拠出 ▲51億円
エネルギー対策費	8,985	9,308	323	+3.6%	温対税増税を踏まえた省エネ・再エネ等予算の増 +585億円
食料安定供給関係費	10,417	10,282	▲135	▲1.3%	収入減少影響緩和対策移行円滑化交付金の減 ▲385億円
その他の事項経費	61,379	61,193	▲185	▲0.3%	
予備費	3,500	3,500	-	-	
合計	728,912	731,097	2,185	+0.3%	

(注1) 平成27年度予算は、平成28年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
(出所) 財務省ウェブサイトより作成。

挙目当て」という批判は一定以上当たっていると言わざるを得ないのではないだろうか。

図表1で「3. その他」となっている項目が、「概要」のほうでは、「災害復旧・防災・減災事業」、「復興の加速化等」、「その他喫緊の課題への対応」、「その他」と分類されており、個別の項目をみると、自衛隊の災害対処能力・安定的な運用（その他喫緊の課題への対応）として）979億円、米軍再編に係る経費等（その他として）757億円計上されています。そもそも、これらが補正予算として計上されるべきものかどうか疑問ではありますが、これらと、ひとり親家庭等の支援（117億円）、児童虐待防止対策の強化（91億円）、保育士修学資金貸付等事業（566億円）（以上は、いずれも、図表1の1. のうち「希望出生率1・8」（第2の矢）関連として計上、合計で774億円）、介護基盤の整備加速化事業（同じく「介護離職ゼロ」（第3の矢）関連として計上、922億円）とを比較するとその規模の大きさもご理解頂けると思います。

「骨太」と2016年度政府予算

予算編成や地方財政計画に影響のある骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2015）から言及したいと思います。

まず、「骨太」の第3章には、「経済財政再生計画」が盛り込まれ、その注記として「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との記述があります。この点は、後に触れることとなりますが、地財計画の総額が確保されたと一応は見る事ができるでしょう。

この「経済・財政一体改革」において、特に地方財政にとって重要と思われるのは、「歳出改革等の考え方・アプローチ」等として頻出する①「公的サービスの産業化」、②「インセンティブ改革」、③「公共サービスのイノベーション」です。例えば、①には、PPP

P／PFI手法の積極的な活用が、②には、地方交付税制度にトップランナー方式の導入が、③には、エビデンスに基づくPDCAの徹底がそれぞれ謳われています。しかし、PPP／PFI手法について、2009年11月27日付の朝日新聞によれば、高知で運営されていた病院のPFIを契約解除する、すなわち、直営に戻すことによつて年間2億円程度コストが下がるとのことです。本来、同じサービスであれば、より安く提供できるはずのPFIでなぜこのようなことが起こったのでしょうか、また、これに関するPDCAサイクルはどのように回っているのでしょうか。

また、トップランナー方式については、来年度、学校用務員事務、学校給食（調理・運搬）庶務事務、情報システムの運用等の分野について着手することとなっています。

本来、地方交付税は、標準的な行政経費を保障する目的で一般財源として交付されるものですから、来年度地財計画においてはほぼ前年度並みの金額が確保されている中にあつては、何らかの形で財源保障が行われるはずですので、地方

事業関係費がほぼ横ばい、中小企業対策費、食料安定供給関係費はマイナスということもわかりますが、これらは、一億総活躍、TPP対策という観点よりも外交・防衛、人への施策というよりも施設整備中心という意図が見え隠れするようです。

なお、昨年度の予算において目立った「地方創生」に関しては、金額は前年度と同額が確保されたというものの、一億総活躍のひとつの項目に「格下げ」された印象が否めません。総務省の調査によれば、2015年10月30日現在で地方版総合戦略を全市町村において策定済なのは、全国で富山県と鳥取県だけでした。その意味で、富山県内市町村は「優秀」であるわけですが、この地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の第9条（都道府県）、第10条（市町村）に基づく「努力義務」です。同法における地方公共団体の責務は、第3条「その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する」であるということにもご留意頂きたいと思います。

交付税交付金の額が急激に減少するという心配はないと思われます。

問題なのは、公共サービス改革と称して闇雲に自治体の外へとサービスを追いやるうという発想ではないでしょうか。すなわち、トップランナー＝コストカットのトップとしてとらえられているのではないかと思われるのです。例えば、学校給食を自校で地産地消や食育も意識しつつ地元の原材料で供給する取組は、立派なトップランナーであると思われるのですが、当然、コストはかかります。こういうコストのかかるトップランナーが意図的に除外され、ただ安くねればよいというのは理解しがたいところではないでしょうか。

地方自治体のスタンスとしては、「PFIを導入しないと、あるいは、コストを下げないと交付税が来ない」というイメージに惑わされることなく、地域の実情に応じた行財政運営に徹することが必要であると思われます。

繰り返し、端的に言えば、「トップランナー方式はけしからんけれども来年度の交付税には影響ない」ということになるのではないのでしょうか。

2016年度地方財政計画と地方財政

最後に、2016年2月9日に閣議決定された地財計画について触れておきたいと思います。これまで申し上げたとおり、「骨太」の注記によつて「経済・財政再生計画」においても地方の一般財源総額が実質的に確保されることとなったほか、図表3にあるように新たに設けられた重点課題対応分についてもそれほど大きな規模ではないことから、比較的無難なものであると言えます。

まず、歳入面に関して見てみましょう。総務省のウェブサイトで「平成28年度地方財政計画のポイント」にアクセスすると最初に「一般財源総額の確保と質の改善」が述べられています。すなわち、総額確保については触れましたが、地方税が増収となる中、原則としてそれに見合つて減少していく地方交付税の額については、その減少幅を小幅にとどめ、さらに、「質の改善」として、「赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制」したことが述べられています。つまり、臨時財政対策債



講演する其田研究員

ないし、理解もできませんが、この背景には、与党税制改正で議論になった国税の森林環境税があるよ

うです。③では、林地台帳の整備や森林所有者の確定、林業の担い手対策、間伐等により生産された

木材の活用等が措置されることになり。富山県においても「水と緑の森づくり税」をすでに導入していますが、都道府県単位で主に均等割を超過課税するこうした税制は多く存在しています。これらと、将来的に導入される国税の森林環境税との関係をどう整理するかは非常に大きな課題です。すでに、市町村を対象とした補助事業を展開している事例もあるため、国税の導入によって、地方による自主的なアイデアが変更を迫られる可能性もあるのではないのでしょうか。

その他、給与関係経費は全体でほぼ横ばい（51億円減）、給与費では537億円の増が見込まれています。とりわけ目立つのは、義務教育教職員の計画人員の削減です。また、歳出特別枠については、減額したものの、重点課題対応分や投資的経費の増によって実質的な水準を確保したことになっています。

本来、より現実的で客観的（法律では合理的、且つ、妥当）な水準を示して総額は確保されるべきところですが、削減圧力を強めた財務省との関係から歳出特別枠

冒頭申し上げたように、2016年度に関しては比較的無難であるという印象を持っておりますが、2017年度は、消費税の動向によって地方財政計画等が大きな影響を受けることになりますので、その動きを注視する必要がありますと思われる。

また、地方法人税の導入や森林吸収源対策の推進（その先にある国税の森林環境税）のような近年の動きは、国が偏在是正にかこつけて地方の法人課税に手を突っ込み、国が地方のアイデアを横取りする形で増税を模索するなど、地方間の対立を煽りかねないものが多いと思われます。地方自治体相互においては、それらに踊らされることなく、冷静に受け止める必要があるのではないかと思います。

本日は、どうもありがとうございます。

冒頭申し上げたように、2016年度に関しては比較的無難であるという印象を持っておりますが、2017年度は、消費税の動向によって地方財政計画等が大きな影響を受けることになりますので、その動きを注視する必要がありますと思われる。

まとめに代えて

として計上したものを一般行政経費に取り込みつつ一般行政経費に対する削減圧力が強まったら、新たな歳出特別枠を確保していくという手法は当面、やむを得ないのかも知れません。

図表3 2016年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

（単位：億円、％）

歳 入			歳 出		
項 目	2016年度（見込）	増減率	項 目	2016年度（見込）	増減率
地方税	387,022	3.2	給与関係経費	203,274	▲ 0.0
地方譲与税	24,322	▲ 9.4	一般行政経費	357,931	2.1
地方特例交付金	1,233	3.7	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000	0.0
地方交付税	167,003	▲ 0.3	うち重点課題対応分	2,500	皆増
国庫支出金	132,184	1.1	地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	▲ 47.3
地方債	88,607	▲ 6.7	公債費	128,051	▲ 1.1
うち臨時財政対策債	37,880	▲ 16.3	維持補修費	12,198	5.1
復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 79		投資的経費	112,046	0.9
全国防災事業一般財源充当分	▲ 589		公営企業操出金	25,143	▲ 1.0
使用料及び手数料	16,247	1.3	水準超経費	14,500	5.1
雑収入	41,643	2.3			
計	857,593	0.6	計	857,593	0.6

（出所）「平成28年度地方財政計画資料」より作成。

（臨財債）はここでは質の悪いものとして扱われているわけですが、同じ総務省のウェブサイトでも臨財債の増発に関する問いに対して、「臨時財政対策債の増発によって、各地方公共団体の財政の健全性が損なわれることはありません」と回答しています。従来の評価と正反対です。

なお、臨財債について、2016年度の発行見込額は3兆7880億円ですが、財源不足を国と分け合ういわゆる「折半ルール」の対象額は2747億円に過ぎず、地方の財源不足を埋めるというよりは、これまでの臨財債の元利償還のために発行されるという性格が色濃くなっています。

一方、リーマン・ショック等における「危機対応モード」として導入されてきた地方交付税の別枠加算については、税収がリーマン・ショック以前の水準にまで回復したこと等を受け、「平時モード」に戻す観点から廃止されました。

本来の平時モードには、地方交付税という「地方の独自財源」により地方自治体の一般財源保障について、交付税措置があるとはいえ臨財債という借金を地方が負うという状況から抜け出すことが必要であつて、これを残しながら国の負担軽減を先行させるというのは問題があるように思われます。

次に、新たに導入された一般行政経費の重点課題対応分（2500億円）について触れたいと思います。これは、①自治体情報システム構造改革推進事業（1500億円）、②高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進（500億円）、③森林吸収源対策の推進（500億円）で構成されています。結論から言うと、①についてはおおむね理解できる、②についてはよくわからない、③については、理解はできるけれど問題がある、という印象です。それぞれを簡単に検討しましょう。

まず、①については、自治体クラウドの推進、情報セキュリティ構造改革、マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用、地方公会計システムの整備・運用、

デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用といった比較のわかりやすい経費を措置するものです。それぞれについて、導入が任意で導入状況に差があるような経費に関しては個別算定ではなく包括算定に盛り込まれる可能性もありそうですが、比較的具体的な費目が挙がりやすく、ゆえにわかりやすいと言えます。

次に、②についてですが、これも、地域運営組織の運営支援のための経費と高齢者等のくらしを守る経費とに分けられています。前者について、地域運営組織に関する説明等も記載はされていますが、全国的に設立されているものでもなさそうなこの組織の運営経費とは、後者については、地域における住民同士の支え合いをどのように把握してどのように経費を計上するのか、といった疑問がぬぐえません。地域運営組織の設立がいつの間にか他の費目のKPIになり、設立しないと交付税が来ないという印象を与えようとしているのではないかと邪推してしまいます。

最後に、③についてですが、森林吸収源対策の重要性は論を待た

非正規労働者の課題と 連合の取り組み II



連合本部 総合労働局長
村上 陽子 さん



連合の非正規労働関係の取り組み、処遇改善の取り組みについてお話をします。

まず、連合全体としては、2001年に「パートの時給を10円引き上げる」という、春季生活闘争で初めてパート賃金の引き上げを方針化しました。その後、2002年、連合結成から10年を経過して、「21世紀にふさわしい労働運動をつくる」ことを目的とした「連合評価委員会」が設置されました。

そして、2003年、その連合評価委員会が「最終報告」を提言し、労働組合が「正社員主義から脱却し、すべての働く者のための組織に転換する」ことを強く求めました。

「職場から始めよう運動」を推進

このような経過を踏まえて、2006年、春季生活闘争にて「パート共闘」を立ち上げました。現在は「非正規共闘会議」というものに発展し、これにはすべての構成組織が入っています。そして、2007年には連合「非正規労働センター」を設置し、2010年春季生活闘争からは「職場か



© Can Stock Photo - csp14699489

ならないというのが、みんなの認識です。今後は、いかに風通しの良い職場をつくっていくのかを課題としています。

したがって、その大手スーパーでは非正規社員も組合運動に参加しているの、春季生活闘争でもみんなの要求を掲げて交渉を行い、今年は賃金も一時金も満額妥結に至るなど、非正規労働者の要求が実現してきています。

最多は「セクハラ・パワハラ・嫌がらせ」の相談

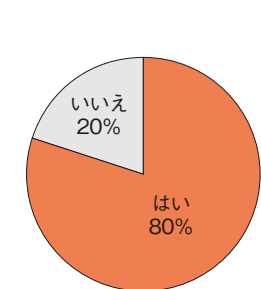
つぎに連合としての労働相談の取り組みをご紹介します。1年間に1万5～6千件の労働相談が全国から寄せられています。その他にメール相談などもあります。そして、その他にはテーマを決めた集中相談の取り組みを年に2～3回ほど行っています。

2015年は2月12日(木)～14日(土)に、「パート・派遣・契約社員の労働相談駆け込みダイヤル」という非正規労働者を中心とした集中相談の取り組みを行いました。春季生活闘争の時期なので、連合は正社員のことしかやっていないのではないか、という見方も

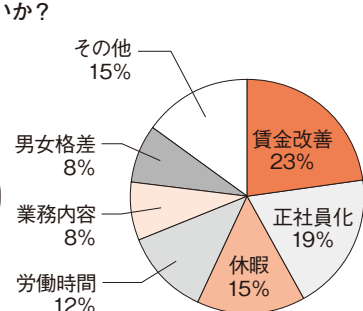
図表1 契約社員の主な処遇（1999年制度導入当時）

項目	契約社員	正社員
契約期間	有期	無期
給与	基本給	基本給
	住宅地域手当	住宅地域手当
	—	家族手当
	—	資格役職手当
賞与	—	その他手当
	2カ月（夏季・冬季）	5カ月（夏季・冬季）
昇格	なし	あり
退職金	なし	あり

処遇の改善が可能であれば、労働組合に加入してもよいのか？

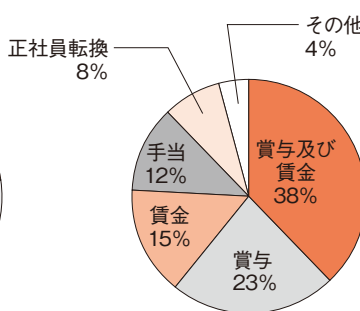


改善を望む項目



契約社員に対する組合アンケート（2006年）

不満を感じている内容



一部にはあるので、あえてこの時期に非正規の皆さんを対象とした取り組みを行っています。全国の各地域では、街頭にてティッシュなども配布しアピールしてきました。結果は3日間で940件の相談

がありました。例年1000件程度の相談が寄せられています。そして、今回は非正規労働者からの相談比率が6割弱（58.9%）でした。通常は4割程度です。そして、男女別では女性からの相談が

◆組合だからできること

連合は、非正規労働者に関わる政策の実現に取り組んでいます。ですが、同時に重要なことは、それぞれの職場で組織化や処遇改善に取り組み、それを広げていくことです。雇用形態に関わらず、同じ職場で働く人の声を集め、そこから職場全体に共通の課題を導き出し、解決に向けて行動

ら始めよう運動」を展開しています。「職場から始めよう運動」とは、できることから一つずつ

する取り組みの先頭に立てるのは、労働組合しかありません。

製造業ではアンケートを実施し糸口

単組の取り組みの紹介をします。JAM傘下の製造業の組合の取り組みです。1999年に契約社員制度が導入され、業務内容は正社員と変わらないのに処遇には大きな差がありました（図表1）。このことに組合執行部が疑問を持ち、2006年、組合は契約社員にアンケートを実施しました。その結果、賃金、休暇、労働時間、正社員化、男女差別などに改善を望む声が多く、また、「処遇改善が可能であれば労働組合に加入してもよいのか」との問いには、80%

く者が弱い立場であるという本質を忘れてしまっている』のではないかと、現状に強く警鐘を鳴らしました。

つまり、正規社員だから強く、非正規だから弱いというものではない。『よくよく考えてみれば、働く者が持っているものは自分の労働力であり、お金はなく、何でも解決できる万能な頭脳を持つてゐるわけでもない』という働く者の置かれた共通の現実を直視するよう指摘したわけです。

そして、あらゆる労働者は『弱い』がゆえに、強く連帯し強く協力することができ『し、そのことによって『働く者はしなやかに生きていくことが可能になる』という、私たちが歩むべき方向性を示しています。

さらに、そのためには『労働組合が社会的に強い存在であらねばならない』し、『本来は弱者であるという事実が、働く者を連帯させる結節点であり、その結節点が強い労働組合の原点』であることを強調しています。

「最終報告」は、労働組合が正社員主義から脱却し、すべての働く者は「自らが弱い立場にある労働者である」という本質的事実（結節点）を再認識して、正規・非正規を問わず連帯と協力の運動を推し進め、強い労働組合＝労働組合が社会的に強い影響力を持つ存在になることを提言しているわけです。

一部の貧困は全体にとって危険である

ひとりの問題を、個人の問題とせずに、みんなの問題として捉えていくことが非正規問題の原点であり、そして、それはそのまま組合運動の原点でもあると思います。

セクハラやパワハラなどの問題は、誰にも相談できずに悩んでいる人は多いと思いますが、決して個人の問題ではありません。その上司と部下の関係が、往々にして、その会社全体の風土であったり、マネージメントの問題であったりします。

同様に、非正規の人が厳しい環境にあったり、一時金が無いのは「当たり前」だと思ふのか、それとも「おかしい」と思ふのか、職場の仲間の意識の問題です。職場で起こった問題は、個人の視点ではなく全体の問題なんだという視点を確認する取り組みが、今、進

ある大手スーパーの労働組合



パート社員が主役になって会議を進める



常に風通しの良い職場づくりに努める

められています。

今から70年以上前の1944年にILO（国際労働機関）はフィラデルフィア宣言を行っています。そこで言われた「労働は商品ではない」という言葉は有名ですが、同じその宣言で「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」ということも指摘されています。

それは文字通り、一部の問題を放置していれば、全体にとって良くない、社会全体に悪影響を与える、ということを示しているわけです。

最近、若者の離職率の高さが問題になっていますが、実態を見て

みると、組合の組織率が低い産業別の離職率の高さが顕著です。

いわば「組合の無い職場は働きにくい」実態にあることを示しています。組合組織率の低下に伴って社会全体として「働きにくい職場」が増えていることが問題です。

これは同様に非正規労働の課題でもあります。全国の職場に労働組合をつくり、組合が積極的な取り組みを進めていくことが重要なポイントです。私たちが皆さんと一緒に引き続きこの活動を進めていきたいと考えています。今日は誠に有難うございました。

図表2

2015年2月12日(木)～14日(土)
パート・派遣・契約社員の労働相談駆け込みダイヤル

	相談内容（上位）
1位	セクハラ・パワハラ・嫌がらせ
2位	雇用契約・就業規則
3位	解雇・退職強要・契約打ち切り
4位	不払い残業 休日手当未払い 割増賃金未払い
5位	年次有給休暇



半数以上（52.4%）でした。

また、相談内容で一番多かったのが「セクハラ・パワハラ・嫌がらせ」問題でした。特に女性の非正規労働者からの相談では、セクハラ・パワハラや嫌がらせ問題が群を抜いている状況でした。非正規のような立場が弱い人間に対する嫌がらせは年々増えている傾向にあります。

続いては雇用契約・就業規則に

関する問題や解雇・契約打ち切り問題、不払い残業問題などが上位を占めました（図表2）。また、パート労働者の場合は、「うちに年休はないと言われた」などの年次有給休暇問題も多い傾向にありました。

非常勤労働者の「駆け込みダイヤル」事例

●パート労働者：パート募集要項には「有給休暇あり」となっている

たが、会社から「パートに有給はない」と言われた。（女性・九州地方）

●派遣社員：派遣先の上司から罵声などのパワハラを受けている。派遣元に相談したが、相談したことが派遣先の上司に知られてしまい、パワハラが悪化した。（女性・飲食宿泊業・関東地方）

●契約社員：会社から「経営が厳しくなったので退職してほしい」と言われ、やむを得ず了解した。しかし、職場の仲間から新しい事務員が採用されたことを聞いた。（女性・運輸業・北海道）

●臨時・非常勤職員：妊娠が分かり、上司に引き続き働く意思があることを伝え、産休について確認した。しかし、その後、上司から「退職してほしい」と言われた。（女性・公務・関東地方）

近頃、問題になっているブラックバイト等で知られるようになりましたが、「パートに有給なんかあるわけが無いだろう」などと、雇用主が法律違反を平気で口にする現実があります。

また、派遣労働では、結局、派遣先も派遣元もどちらも労働者に対して責任を持たない実態などが

弱いからこそ
強く連帯し協力できる

さて、集約的にお話したいことは、元日弁連会長の中坊公平さんが代表を務められた連合評価委員会の「最終報告」についてです。

この報告は、私たちは「豊かさを享受するうちに、連帯や協力などを野暮ったい価値だと軽視するようになった」、それに伴って『働

明らかになっています。派遣先、派遣元ともに雇用者責任から逃れる傾向にあり、大きな課題であると思います。さらに臨時職員などでは、産休などの制度があることを働く前に確認しているにも関わらず、権利行使の意思を明らかにすると、退職を事実上強要される状況などが垣間見えています。

現実的には、組織されていない非正規労働者が沢山いるわけですが、仮に非正規労働者が組合に入っていないとしても、その職場に組合があつて相談できる形があれば、このような問題は少しでも解決できるのではないかと思います。ぜひ、皆さんも自分の職場の非正規労働者に目を向けていただけたらと思います。

■地域活動の紹介■

農作業で就労をめざします！ 就労継続支援A型・B型事業所 「あすなろ倶楽部」



富山県地方自治研究センター
農林部会長
あすなろ倶楽部顧問
藤井 宗一 さん

「あすなろ倶楽部」とは？

あすなろ倶楽部では、障害を持つ方々と一緒に、じゃがいも、トマト、ニンジンなど多くの野菜を作っています。

春先からの畝作りから、種まき、草むしり、水やり、肥料やり、そして収穫・販売までも行っています。生き物を育てているので、「今日は暑いから農作業はやめておこう！」「今日は雨だからやめておこう！」「というわけにはなかなかいきません。

また、「お盆くらいはゆつくり休みたい！」「というわけにもいきません。その間にきゅうりやナスがとてつもなく大きくなってしまったり、野菜が病気にかかってしまったり…ということになります。

ねませんから。

特に夏の暑いときは大変です。熱中症にならないように水分補給をし体調に気を付けながら、灼熱の太陽のもと、みんな真つ黒になり、汗と土にまみれながらも歯を食いしばり、楽しく頑張っています。

農業の素人がみなさんに 支えられて

現在、利用者はA型が3人、4月からB型が2人加わり5人とまだまだ小さな事業所ですが、利用者に携わる支援員は、農業経験はゼロ！農家の生まれでもありません。JAの営農指導員に聞いたり、農家の方々に教えてもらったり、栽培本を読んだりしながら、初めての野菜作りに挑戦してきました。

この事業を本格的に始めたのは、



畑での作業

昨年からです、それでも、約40種類の野菜を作ってきました。耕作面積は5反（50アール、5000㎡）。各野菜1反、じゃがいも3反、シャクヤク1反。支援員は、利用者のみなさんに種まきの仕方や雑草と野菜苗との区別などを個々人に指導し、見守りをしながら、自らも畝作りや草刈りなどを利用者と一緒にしてきました。

ところで、就労継続支援 A型・B型事業所って何？

就労継続支援事業所とは、一般の企業、会社等に雇用されることがなかなか困難な障がいを持つ人々が就労できるよう支援していく事業所です。

支援とは就労の機会の提供および農業など生産活動を通じて、社会へ参画できる機会を少しでも多くするために、知識、一般常識、礼儀や能力向上のために必要な作業を習得できるよう、訓練などの障害福祉サービスを提供することを目的とし、訓練や指導をしています。

農業へのこだわりとは？

「あすなろ倶楽部」は、あした

地域の農業を 少しでも元気にしたい！

はヒノキになろう！…というおつきな目的をもって活動しています。爽やかな風！を感じ、大地！にしっかりと足をつけて踏ん張り、自然のぬくもり、恵みを感じてもらいたい！ということの基本作業は『農業』なのです。（あすなろ倶楽部パンフレットより）。種をまき、芽が出て、水をやり、草を取り、手をかけて、生き物が育っていく過程を実感する喜び、そして収穫の喜び。人と対面し、販売・収入を得る喜び。働くことの喜びを体感して欲しい。と農業にこだわっているのです。

農業にこだわるのはもう一つ理由があります。農業に元気がない。耕作放棄地が増える。こんな現象を見て、農業を元気にする、地域を元気にすることに少しでも貢献できないか、ということです。

「あすなろ倶楽部でどれだけのことができるんだ」と思いかもしれません。でも、「障がいを持つ人たちも農業で頑張っている。農業は障がいをもつみなさんを元気にする」ということがあれば、農



夏野菜の畑

業の見直しにもつながると思っています。

まだまだある 障がいへのバリアー

知的障がいや精神障がいをはじめ障がいを持つ方々に対する偏見をなくす取り組みは、民間、公的を含め努力されています。しかし、まだまだ偏見は残っています。障がい者手帳の申請をしない方も多くいますし、障がいのあるこ

とを隠さざるを得ないような環境や意識が残されています。あすなろ倶楽部ではこうしたバリアーを取り除いていくことも大切な取り組みと思っています。

地域のみなさんへの 理解が大切

あすなろ倶楽部では、地域のみなさんに障がいのある方々のことについて理解を深めていただくことが欠かせないと考えています。そのため、積極的に地域のイベント等に出かけています。4月にはアジア・アフリカ支援米の田植えに保育園児とともに参加。中学校に14歳の挑戦を受け入れたい旨申し入れ、9月には女子中学生2人が就労体験にきました。

その1人がわずか5日間の利用者としての作業をやり終えたあとにポツリと、将来障がいのある人たちの役に立つような仕事につきたいかも！と言ってくれたのには感動でした。

10月には滑川はたるいかマラソンに出店、利用者とその親、ボランティアのみなさんの協力で収穫したじゃがいもでコロッケを手作りして販売し、障がい者問題につ



保育園児と一緒にさつまいも掘り

今、私たちがやっているのは農業ですが、農業以外の就労に適している人や農業以外で関心がありやってみたいという人がいます。さまざまな就労形態の事業者が協力して、できれば一か所に集まり、障がい者のみなさんが自分に適した就労をできるようになればいい

将来は、利用者の適性、ニーズにあった就労を！

そうしたことや、障がい者のことに対する理解を広めることも含めて応援団を作りたいと思っています。応援団は、畑作業やイベントでの協力、知恵を貸していただく、精神的協力でも結構と思っています。まだまだ多くの課題がありますが、楽しく元気にやっていきたいと思っています。るところです。

いずれにしても、A型・B型の両方をやっており、利用者の個別指導が必要なこと、イベントに参加することを含めて、人手はどれだけあっても足りない状況であり、かといって、もともと補助金をいただいても採算割れしている、これ以上人を雇うのは困難です。

いての理解を広めました。同様に11月には野菜のトラック市に参加し、収穫野菜の販売もしました。春から秋にかけては、滑川市役所の協力でお昼の時間に市役所内で収穫野菜の販売もさせてもらいました。

また、障がい者週間の取り組み

として、滑川市民交流プラザにおいて、収穫野菜の販売もしてきました。また、市内の町内のふれあいサロンにおいて室内作業のとき作っているエコバックづくりの指導もしてきました。

しかし、とりわけ気を付けているのは、やはり畑の管理です。地



滑川市役所での販売



深層水フェスタでコロッケ販売

なぜ、この事業を始めたの？

この事業を始めたオーナーは、滑川出身で大阪で会計士事務所をしている方です。彼は普通でいう定年年齢も過ぎたことから、何か地元に残したいという思いがあり、農業に元気がないことや身内に障がいをもった人がいたこともあり、農業にこだわった障がい者の就労支援をしたいとこの事業を始めました。北村施設長はその高校の同級生であり、「一緒にやろう」ということになりました。

私も同級生であり、農業を営んでいますし、他にも同級生がいろいろな形で協力しています。団塊

の世代ですから、何かやろうと言えば、協力してくれる方も結構多いのです。

利用者の変化

利用者が農業を始めて、暑い夏を過ぎたころからわずかばかりですが興味を示し、積極性も出てきて変化も見受けられました。

その変化とは、物を作る、育てるそして収穫の喜びをわずかながらでも知った、感じ始めた時からです。私の目からみても農作業に携わる意識が変わったのを感じています。自分たちで作った野菜販売では大きな声も出るようになり、積極性が出てきました。

なによりも畑にいたときが明るく、楽しそうなのが大きな収穫！です。

応援団（サポーター）を作りたい

今日まで、JAの営農指導員や市役所農林課、福祉課、そして地域の人々のお世話になりながら取り組んできています。

今は、冬場でも農業ができるようにハウスを作りたいとも思っています。

など思っているところですが、まだまだ先のことになるようです。

自治研運動によせて

富山県地方自治研究センターの前理事長・竹川慎吾さん（富山大学名誉教授）は、3つの「自治研」ということをおっしゃっています。第1は、自治体職場における自治研活動。自分たちの公務労働の意義、住民に向けた活動になっているのか点検し、住民と連携すること。第2は、自治研センターの活動、このセンターの活動は、職場自治研に役立つ情報や知識を提供するのが本来の活動。第3は、全国の自治研活動に学ぶこと。そして、基本は職場自治研にあると。あすなろ倶楽部の活動も全国や北信地連の自治研活動に学びながら、職場自治研との接点も模索しながら進めていきたいと思っています。るところです。

●あすなろ倶楽部／連絡先

滑川市上小泉1202番地1
電話 076-411-9008
FAX 076-411-9009
平日 午前9時～午後5時
(バスタ隣)

職場活動の紹介

全小学校に直営自校方式の給食を実現

―手作り給食を追求する仲間―

富山県地方自治研究センター 副理事長 安念 義孝

今日、学校給食を取りまく環境は、巨大調理工場からのトラック配送給食が幅を利かせ、各学校の給食室で調理員が食材から直接調理を行う姿はめっきり少なくなりました。高岡市では、市内26小学校の全てにおいて、直営自校調理方式による学校給食が40年ぶりに実現しました。

学校給食の歴史的特徴

■貧困対策から教育の一環へ

1889年、山形県鶴岡町にて貧困・欠食児童対策として始まった学校給食は、その後、大都市圏や全国にひろがり、1954年に「教育の一環」としての位置付けのもとに学校給食法が制定され、自

治体などの設置者に、その運営責任を果たすことが求められました。

■義務法ではなく奨励法

しかし1954年に制定された学校給食法は、「義務」法ではなく「奨励」法として制定され、以降、学校給食は歴史的に行政改革の矢面に立たされ、つねに合理化推進の主要な対象業務に挙げられてきました。

したがって、その実施方法については、自治体直営による自校調理方式↓自治体直営による共同調理場方式↓共同調理場運営の民営化推進↓集団食中毒などの大量発生↓自校調理方式の民営化なども一部では併せて推進↓給食業務全体の民間委託への移行、民間活力導入としてのPFI方式や選択制という名による学校給食の一部廃止など、言わば人員削減・コスト削

減の対象として、つねに推移・変遷を余儀なくされてきました。

■大人の都合が色濃く反映

また、学校給食はその「実施方法」だけではなく、「給食内容」そのものについても、米国からの大量輸入政策に対応した戦後の学校「パン給食」の実施や、給食時における「脱脂粉乳」の大量消費、日本における「古々米」「米あまり」対策の一環と指摘されている学校給食における「米飯給食」の積極推進などが象徴的であるように、「子どもたちの健康」や「子どもたちにとってより良い給食とは」という議論がその中心にあるのではなく、その時々々の財政状況や政治的な都合を色濃く反映してきました。

したがって、日本の学校給食の歴史的な主役は、それを「食べる子

ども」ではなく「大人の都合」でした。これが学校給食の歴史が持つ最大の特徴と言えます。

子どもたちが主役の給食を

■幅を利かせるトラック配送給食

このような政策を政府・文部科学省が推し進める中で、現在、多くの自治体においては調理業務の合理化・民営化が進んでおり、学校給食も巨大調理工場からのトラック配送給食が我が物顔で幅を利かせています。

今日、学校内に設置された給食室で、調理員が教室にいる子どもたちの顔を思い浮かべながら、自ら包丁を手にして、野菜、お肉、お肉などの食材そのものから手作り調理を行う姿は、極めて少な



食材から直接手作りによる食事をつくる

くなってきました。

■「手作りによる愛情給食」を実践

高岡市は県西部に位置する人口17万人の市です。この高岡市では市直営の自校給食室にて、調理員が主導する①化学調味料を排除し、出汁は煮干し、鶏がら、昆布などの天然素材を用いる。②先割れスプーンなどを早期に廃止し、本来の箸やスプーンなどの食器を使用する。③添加物問題を含め、冷凍食品などの既成食品の使用を極力避ける。④魚、肉、野菜などの素材そのものから手作り調理する⑤などの「愛情給食」を40年以上にわたって実践してきました。

■給食の劣化にはみんなで反対

手作り給食の延長線上として、その時々々の大人の都合ではなく「学校給食の主役は子どもたち」という当たり前のことを、給食の実施方法、食材選びや調理方法選択の中心に据えると、政府・文部科学省が推進してきた学校給食方針と、現場は異なる意見となるともありました。

高岡市においても旧文部省通知を基本とした合理化、大型共同調

理場化（1975年）や民間委託化（1991年）などの波が当然にも押し寄せてきました。

しかし、その度に学校調理員が「学校給食の劣化を招く」「子どもたちの健康と命を守るために」として、給食を守る運動の先頭に立つて取り組みをすすめてきました。無論、高岡市職労や組織内議員なども強力なサポートを行いました。が、現場の調理員の皆さんがその取り組みの中心に存在したことが大きな特徴でした。

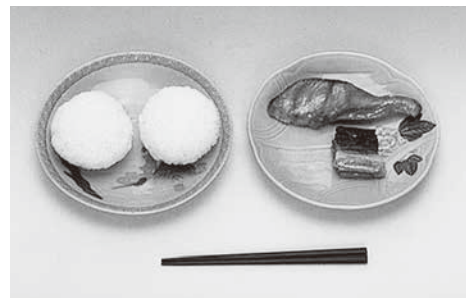
■市内各地で手作り給食を実演しアピール

自分が住む町の公民館などで、調理員が大型共同調理場からのトラック配送給食と自校給食室にて手作りで行った実際の給食内容の「違い」を実演・アピールし、保護者や地域市民の理解を得てきました。

例えば、大量のほうれん草を機械処理した場合と、少量ずつ手で絞って手切りにした場合の細胞の破壊の仕方、食感や栄養価の違い。また、焼きそば等はソース味のそば団子に近い異質な食物にしかありません。その他、ごはん、味噌



貧困対策から教育の一環としての学校給食へ（写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター）



明治22年に山形県で貧困児童を対象に実施したのが給食の起源とされる。おにぎり・塩鮭・漬物（写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター）



市内各地で自校調理と大型共調方式の給食試食会を実施



保護者・市民の会などが市庁舎へ座り込みで訴え

汁、焼き魚、サラダ等……。さらに出来立ての食卓と調理してから2時間程度も時間が経過した工場配送給食の違いは、その見栄えばかりではなく内容的にも、まさに「一目瞭然」でした。

このような調理員の努力は、「よりよい学校給食を進める高岡市民



全小学校に給食室が整備されたことを伝える地元紙（2016.1.19富山新聞）



1975年に3小学校給食が共同調理方式へ移行

て取り組まれてきました。
しかし、「食は命である」とよく言われますが、まさにこの取り組みは市職労の「反合理化闘争」であると同時に、学校調理職場の仲間による地道な地域の子どもの健康と命を守る活動であったと思います。
1975年（昭50）に、高岡市内の3小学校給食の共同調理場化が実施されてから40年の年月が経過し、幾多の困難を乗り越えて、



6万人を超える市民の請願署名を市及び市議会へ提出



全中学校給食の直営自校方式を求めて運動が広がる



「提灯デモ」で繁華街へ繰り出しアピール

の会」（保護者等）という市民団体の結成や市及び市議会への独自申し入れ、市内で学校給食シンポジウムの開催、時には市民へのアピール行動（市庁舎前で座り込み、市内提灯デモ）や「市直営」「自校方式」を求める6万筆を超える市民署名行動（市長・市議会宛）などとなって表れました。

献立内容も労使協議の主要課題

現場の声を「献立検討」などに反映

高岡市では恒常的に「献立検討委員会」にて、調理員代表と教育委員会が給食内容について協議をしています。

これは各地域の学校長代表やPTA代表などがメンバーに入る文科省・教育委員会が主導する既成の「献立検討委員会」とは別に、職員側の要望により高岡市が独自に新たににつくって加えたシステムです。

学校現場の調理員代表（学校規模別に7人程度）と教育委員会の給食実務担当者が、献立内容、調理方法や問題点などを具体的に協議し、現場の意見が反映されるシ

ステムです。これらのことを通じて、給食内容の向上に努めてきました。

全員参加の自主研修で研鑽を重ねる

さらに、学校調理員部会は教育委員会が主催する研修以外に、夏季期間などに全調理員を対象とした自主的な共同研究の場を設け、例えば「煮干しはどのように切ったら、または割ったら美味しい出汁がとれるのか」「煮物はどのような具体的なテーマによる研究活動を行い、毎年、研鑽を積み上げていきます。この活動は40年以上も続いています。

また、近頃では調理員がお昼の食事時間に「教室」へ出向き、調理員がつくったパネルや写真などをもとに、子どもたちが食べている食事の素材の生い立ちや作り方などの説明や関連の話を行っています。これは先生の話ではなく、実際に今自分が食べている食事を

に、当時の市長は、財政面で大きなメリットを示すことができず、「財政問題ではない、民営化すること自体が大切なのだ」と本音とも思える言辞を吐露し物議を醸しました。学校給食の主人公の存在（子どもたち）を忘れた発言でした。

給食は現代の子どもにとって「命綱」

崩壊する子どもたちの食生活

社会的に残業を含めた労働時間が長くなり、かつ共働き家庭が増えている今日の現実の中で、朝食抜きの子どもたちが増大しています。また、夕食内容の多くが半加工食品や既製品であったり、外食やファーストフードで済ませる家庭が非常に多くなっているという報告もあります。

さらに、年々上昇する日本の「子ども貧困率」は現在では16.3%（約326万人）にも達し、実に6人に1人以上の子どもたちが飢えと同居と指摘される「貧困生活」にあえぐ環境下に置かれています。平均すると各クラスに5〜6人もいる計算になります。

言わば、子どもたちにとって当



昼食時間に教室で調理員が給食の話を行う

つくった人の話ですから、子どもたちは集中して耳を傾け、大好評を博しています。「食育」の一環としても極めて有効性が高いと言われています。

結果、今日では、手作りや安全な天然素材の使用などは無論のこと、子どもたちへのきめ細かな対応も含めて「全国・全県で一番の学校給食」と内外から評せられるに至りました。

40年ぶりに全小学校給食が直営自校方式に

40余年にわたる一連の高岡における「学校給食」に関する取り組みは、今日まで高岡市職労の「反合理化闘争」の課題のひとつとして

したがって、現代における学校給食は、まさに子どもたちの健康と生命をまもる「命綱」と言えるでしょう。

現場で働く仲間や関係者の皆さんの日常不断の努力、保護者や市民団体などをはじめとした広範な市民の皆さんの活動と高い問題意識、行革の嵐が吹き荒れる厳しい情勢下における市当局の英断など、これらの絆が結び合って高岡市の愛情あふれる「手作り給食」が育まれ、今日に至りました。

子どもたちの健やかな未来に向けて、今後のますますの発展が期待されます。



保護者・地域住民・市教委・労働者が一体となって愛情給食が

第5分科会

まちムラの見方「見えているもの」と「見えていないもの」～下を向いて歩こう♪～

消滅でも創生でもない、「足元」の議論をしていくためには、私たちが、地域を知り、探り、まちムラの新たな魅力を再発見していくことが必要です。

本分科会では、まち歩きを通じて、その「視点」や「思考」を身につけることをめざします。

オススメ 自分のまちムラには何もないと思っている人

第7分科会

若者力は無限大∞～若者が作り出すまちづくり～

自治体職員(若手職員)が自主性・主体性を持ち、地域と関わり「魅力ある町」にするために進めている活動や、後継者不足などにより衰退している一次産業や伝統文化・芸能を盛り上げるため若者が地域活性化の一役を担う事例を共有します。

オススメ 若者の力をまちづくりに生かしたい人

第9分科会

QOD（Quality of Death）を迎えるために～地域でできること～

平均寿命が世界一である一方、孤立死が増加するなど、「死」について考える機会が増えました。

「自分らしい死に方」を見つけるために、地域はどう関わっていけばよいのか、「行政はどう支援していけるのか、各分野間の連携等について探求します。

オススメ 地域包括ケアって具体的に何をすればいいの？と悩んでいる人

第11分科会

じちけん入門!!～じちけんから始まる組合活性化～

机を離れ、地元で頑張っている人とゆっくり街を歩くことで、見えてくる活動のヒントがあるはず。これはおもしろい。

このような体験を通して、実は“楽しいじちけん(自治研)”を知ってもらおう。

オススメ 単組活動の活性化をはかりたい、自治研に挑戦してみたい人

第13分科会

UNDER35「おさんぽカフェ」～点線のつながり～

「つながり」が優先。難しい議論や活動はしません！

参加者同士がゆるくつながってほしいという願いから交流をメインに企画しました。この企画で何かが生まれるかもしれないし、この企画が終わった後に生まれるかもしれないし、それはわかりません。この企画が有意義に過ごせるよう共につくっていきましょう！

オススメ 全国の参加者とゆるくつながりたい人

参加お申込み・お問い合わせは
所属の組合または自治研センターまで。

第6分科会

復興・再興・新興!!～消滅でも創生でもない地域づくり～

全国で「人の高齢化」と「まち(インフラ)の高齢化」が同時に進む中、まちやムラを俯瞰しながら、地域の復興・再興・新興をめざして議論します。

「そこに住む人の営み」を軸として、希望を紡ぐ持続可能な地域づくりをみんなで考えていきましょう。

オススメ 広い視野でまちムラを俯瞰し、希望ある地域づくりを語り合いたい人

第8分科会

地域の子育て力が豊かな地域社会をつくる

「子どもの貧困」が社会問題となる中、市民的サポートのひとつとして「子ども食堂」が全国に生まれつつあります。

このような子ども、親、子育てを支える様々な取り組みにより、豊かな地域社会をいかにして作りだすかを考えます。

オススメ 子どもの貧困に関心のある人

第10分科会

公共交通は誰のもの？ みんなのもの!!

交通政策基本計画や関連法の改正により、地域の公共交通に関するマスタープランづくりにおける、自治体の役割、責任が明確となりました。

誰もが利用しやすい地域公共交通をどのように維持・構築していくか、先進事例を通じて考察します。

オススメ 地域公共交通に関心のある人

第12分科会

ほんとうの住民協働とは？ ～地元スベシャルになるう～

地域の過疎化・都市部で壊れかけているコミュニティなど、それらに対抗するように全国的に市民活動が活発になってきている。それを行政がどう支え、支援し、共に活動していくのか？

この分科会を通して、みんなで一緒に考えてみませんか？

オススメ 日頃市民団体とのかかわりに悩んでいる人

☆宮城自治研レポート募集中☆

宮城自治研では、議論を深めるため、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文を、自治労組合員をはじめとして地域公共サービス関係者や市民、地域の研究者など幅広く募集しています。寄せられたレポート・論文は第13回地方自治研究賞の審査対象となります。

レポートは、6,000字、図表資料等を含めて1万字以内、論文は、8,000字、図表資料等を含めて1万字以内でお願いします。提出期限は、第1次締切が7月22日(金)、最終締切は8月10日(水)です。所属の組合・自治労県本部を経由して応募してください。

レポート・論文報告用紙は、自治研ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

〈自治研HP〉
<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/index.html>

2016
10/14(金)
～15(土)～

参加者・レポート募集中

宮城自治研

「創ろう、市民自治のゆたかな社会」をメインテーマとして、「第36回地方自治研究全国集会」（宮城自治研）が宮城県仙台市で開催されます。

全国集会では、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文の募集を広く呼びかけ、各分科会のテーマごとに議論を深める資料としてきました。宮城自治研につきましても、現在、集会参加者とレポートを募集しています。

第36回地方自治研究全国集会

開催プログラム

1日目

全体集会

10月14日(金)

10:00～17:00

仙台サンブラザホール

●記念講演

「宮城の未来、復興へのまちづくり(仮)」

東北大学大学院経済学研究科 教授 地域計画担当 増田 聡さん

●パネルディスカッション

「希望の光を地域から～若者も高齢者もいきいきとくらせるまちづくり」

コーディネーター 大江 正章さん（コモンズ代表）

2日目

テーマ別分科会

10月15日(土)

9:00～16:00

仙台市内各会場

第1分科会

～生きる～「いのち」を育む・いかす、支えあう

市場経済最優先社会が、格差・貧困を生み、「いのち」の尊厳を脅かしています。

足元から格差・差別・貧困を解消し、「いのち」の尊厳を守る社会を創りだすにはどうすべきか探ります。

オススメ 地域で格差・差別・貧困解消にむけ取り組んでいる人

第2分科会

～生きる～「いのち」を守る

いのちを支えるために必要な、エネルギー、安全な食料・水循環、平和等で、国と地域住民の対立が、国内各地で鮮明化しています。

「いのち」の尊厳を守るために、東日本大震災の教訓や沖縄の反基地闘争から、地方自治は何をすべきか考えます。

オススメ 環境・エネルギー・基地問題などの課題に取り組んでいる人

第3分科会

石巻に虹を架けよう！～被災地の今を見る、知る、触れる、考える～

東日本大震災から5年がたち、被災地はどう変わったのか、変わらないのか。

石巻のフィールドワークを通じて被災地の「住民生活やコミュニティ」、「なりわい(産業)の再生」、「自治体職員や全国からの応援職員」の「今」を見て・聞いて・体感する分科会です。

オススメ 被災地の現状を見たい人

第4分科会

安全な場所・逃げる場所ってどこなの？～防災を知ろう～

策定された防災計画は有効な計画であるのか？ それを支える多様なコミュニティはあるのか？ それが機能する日頃の連携は図られているのか？

事例などを通じて住民・行政・組合それぞれの視点で討論します。

オススメ 地域で防災に取り組んでいる人

23 | 2016.4 自治研とやま

2016.4 自治研とやま | 22